

最近、急増している「固定残業代」とは?!

「一日1時間ぐらいなら、まあ仕方ないか」と、当然のことのようにサラーマンをこなしているサラリーマンは多いだろう。

だが、毎日1時間でも年間にすると約250時間。金額にすると、仮に基本給20万円なら年間で約36万円。このご時世、簡単には見過ごせない金額だ。もし、それが毎日3時間、5時間ものサラーマンとなったら……考えるのも恐ろしい!

サラーマンという言葉、慣習がニッポンの経済を支えてきたのは事実だ。だが、長引く不況下において、経費削減を目指す企業がありとあらゆる手口を駆使して、過去にならぬような理不尽な長時間労働を強いるケースが急増中

労働を強いるケースが急増中

サラーマンよ、今こそそで

長引く不況下、あの手この手で長時間ダダ働きを強いるブラック企業が急増中!

だ。もし、そんな目に遭ったら泣き寝入りするしかない?

いや、実は未払いの残業代を取り戻すのはそう難しいことじゃない。残業代を払わない会社の手口を、反撃に転じたサラリーマンの例を紹介しよう!

●未払い手口1・休憩も労働時間に! 横田明子さん(仮名・27歳)が大手ホテルチェーンに就職したのは2007年4月のこと。配属先の店舗ではフロント業務を担当。仕事は厳しく、勤務日は25時間連続の勤務、しかもひと

り体制だった。

「25時間の勤務には計4時間15分の休憩が含まれますが、夜中でも宿泊客が出入りするし、休憩なんてまず無理」疑問を感じた横田さんは、本社に人員増や労働環境の整備をたびたび訴えることに。だが、いつまでたってもまともな答えは返ってこない。

嫌気が差した横田さんは今年1月末に退職したのだが、その前に労働条件の改善を訴えるため、同社のフロント業務担当の社員十数人が立ち上げてい

た労働組合に加入。未払い残業代約140万円を求めて今年1月19日に会社との初団交に臨んだ。

「会社は「トイレに1回行けば5分。6回行けば、少なくとも30分は労働時間ではなくなる」と言うんです。あれは許せません。休憩時間も一生懸命に働いていた事実を認めてほしい。お金はそれに付随するものです」

会社は近日中に払う額を提示するという。だが、多くの労働者を支援する全国一般東京東部労働組合(以下、東部労組)の上田美奈子執行委員は「残業代を全額認めると、全店舗のフロント業務担当の社員に支払う必然性が出るので、すんなりとはいかないでしょう」と予測する。会社の提示金額で、闘いの方向性を決めていくという。

●未払い手口2・残業の記録を残させない! 前出の東部労組は、全国から電話や

サラーマンという言葉、慣習がなかったらニッポンの経済は成り立たない。いちいちすべての残業代を払っていたら企業はやっていけない。そんな意見は週刊誌でもわかっている! 問題は、不景気を言い訳に、理不尽な長時間サラーマンを、さも当然のことのように強いる悪質な企業が急増していることだ。サラリーマンも、ときには怒りの声を上げてほしいんです!

未払い残業代を奪還せよ!!!

本文中に登場する元大手ホテルチェーン勤務の横田さん(27歳)が、在職中に会社側に送った未払い残業代の請求書。3年8カ月の期間で約140万円。会社側から近日中に支払われる額が提示されるという

請求額	1,406,697円
※非常勤及び深夜業務に係る割増賃金	1,326,978円
1) 時間外労働及び深夜業務に係る割増賃金	1,326,978円
2) 遅延利息	79,619円
※利率6パーセントを、1)の額に乗じた額	
1)の額(1,326,978円+2)の額(79,619円)	



メールでの労働相談を受けている。昨年だけで約6千件。そのうちの1割が残業代についての相談だ。なかでも多いのが「会社が残業の記録を残させない」というもの。例えば、

- ・定時になると、事務担当が社員全員タイムカードを押す
- ・残業を「自己啓発」と申告させる
- ・勤務表に「残業」の記入を禁止
- ・タイムカードの撤廃

といったケースである。

●未払い手口3・固定残業代 若者による若者のための労働NPO(特定非営利活動法人「POSE」)にも、未払い残業代についての相談が年間300件も寄せられている。

佐野誠介相談員(21歳)は「今や問題は大企業も中小企業も同じ。残業代をきちんと払う企業は一部の例外」と思っている。

その佐野氏が「最近増えている」と言う手口のひとつが「固定残業代」。あらかじめ決まった残業時間分の賃金を給与に組み込む方法だ。

例えば、大手学習塾勤務の牧野恵さん(仮名・20代)は100時間超の残業が常態化。だが、実際にもらえた残業代は、42時間分の2万円だけだった。佐野氏が指摘する。

「そもそも固定残業代というのは法律で定められていない。会社が「手当」「報酬」などの名称で勝手に設置するだけなんです」

07年に大手居酒屋チェーンに就職したGさん(当時24歳)は、新卒わずか4カ月で過労死。Gさんは、基本給約12万円と「役割給」という名の「固定残業代80時間分」の約7万円を支払われていた。7万円という数字はマシに見えるが、逆にいえば80時間の残業

サラリーマンよ、今こそ未払い残業代を奪還せよ!!

を最低限の前提にしているところに関
題があった。
「Gさんの残業時間は月平均12時間で
した。厚生労働省の認定基準では80時
間以上の残業が2ヵ月以上続くと過労
死ラインです」(佐野氏)
Gさんの両親が起した裁判は昨年
5月、地裁で勝訴。過労死レベルの残
業を労働条件に入れたことを裁判所は
問題視したのだ。だが、会社側は控訴。
決着はまだついていない。

月に200時間超で 残業代ゼロのケースも

●未払い手口4・名ばかり管理職
残業代を払いたくないばかりに、入
社まもない若者を管理職に仕立て上げ
るケースもある。数年前に取り沙汰さ
れた「名ばかり管理職」である。
清水文美さん(30歳)は06年、大手
コンビニ系列の小型スーパーに入社す
る。そして、そのわずか9ヵ月後、突
然、店長に任命される。
ところが、店長になって初めての給
与明細を見ると、残業代がゼロになっ
ている。手取りは30万円から22万円に激
減。理由は、店長が残業代を払う必要
のない「管理監督者」であるからだ。
管理監督者とは本来、経営に参画し、
個人の裁量で事業を回す人を指す。だ
が、清水さんは命令に従っただけ。
その仕事の実態は管理監督者からはほ
と遠かった。

- 上司による理不尽な命令のメモ
- 残業時に作成した仕事メールの保存
- 社屋のビル警備室で記録する出退社
の記録
- こうした証拠の数々から本来支払わ
れるべき残業代を計算するのだ。

を送りましょう。支払いに応じなけれ
ば証拠を持って労基署に行きます。
残業代不払いは違法なので、労基署は
会社に「払え」と勧告するはずですよ」
(前出・佐野氏)
それでも会社が払わない場合は?
「例えば、ひとりでも入れる労組への

怒りの声が続々! ウチの会社の「残業」はこんなにひどいです!

設備業(男性)	残業は毎日平均2時間。休日は土曜日も出勤している。でも、毎月支払われる給料はいつも同じ。残業代は一切出ない。会社に就業規則の提示を求めると「労働基準監督署へ届けていないが、内部規定に沿って処理をしている」とワケのわからない言い逃れ
印刷(女性)	残業は一日平均5時間。しかし、実際に申告が許される残業は一日2時間程度。残業代も実際の勤務時間の半分しか支払われません。これだけ働いて手取りは20万円以下
介護士(女性)	毎日必ず1時間程度の時間外労働。でも、残業代はゼロ。時間が短いので我慢はしていますが、上司に愚痴をコボしたら「人間相手の仕事なんだから定時に帰れなくて当然」と言われた
製造業(男性)	品質管理の仕事をしているが、人手不足のため、朝6時に家を出て、帰宅は早くても0時、遅いと深夜3時にもなる。その間、満身に食事とれないほど忙しいのに、残業代はゼロ
不動産業(女性)	賃貸不動産の営業です。入社して3ヵ月間、毎日9時出勤で終電帰宅。でも、残業手当はゼロ。勤務時間もほとんど休憩などはなく、立ったまま10分ほどで食事をすませる環境。でも、今の仕事、新しい働き先を探さないと考えると辞めるに辞められない……
製造業(男性)	ウチの会社は、社員のタイムカードを定時に事務の人に押させ、サービス残業の証拠を隠滅しています。休日出勤の場合はタイムカードを押すと言われます
デザイン事務所(女性)	残業は月100時間超え、休日も「自主出勤」という名目で強制出勤。残業代は「みなし残業」として毎月3万5千円だけ。タイムカードも証拠が残らないよう廃止されました
会社員(女性)	毎日2時間から4時間の残業でも手当はゼロ。昨年、新卒で希望に落ちて就職したのに毎日クタクタで、早くも将来にんの希望も持てない。でも、やっと就職できた会社を辞める勇気は……
日本語学校教師(女性)	大学を卒業して、念願の日本語教師になりました。ところが、9時から18時の勤務時間だったはずなのに、経理などの事務仕事も任せられ、すべての作業が終わるのは毎日22時過ぎ。残業代は一切出ません。で、月給18万円。時給換算したら750円。アルバイトのほうがまだ稼げます
会社員(女性)	毎日6時から20時まで勤務。昼休みもご飯を食べながら仕事しています。それなのに出勤簿には朝8時からしかつけられない。タイムカードはない。月の平均残業時間は100時間を越えているのに「45時間が上限」と言われ、実際に45時間しかつけられません
測量(男性)	給与の18万5千円に、すでに時間外手当の3万5千円が含まれています。しかも、実際の残業時間は月100時間以上。未払い分を取り戻したいです
会社員(男性)	手取りの給与が22万8千円に、残業30時間分の2万8千円が含まれています。実際の残業は月に110時間から140時間程度もあります

*情報提供/京都労組 POSSE

あくまで例外中の例外ですが…… 一部の大手人気企業はこんなに恵まれていた!!

三菱商事 20代(男性)	残業は会社の規定では月に58時間、年に540時間までとなっています。僕は毎月40時間前後。サービス残業はほとんどありません。支払われる手当は月15万から20万円くらいでしょうか。残業代への不満? ほとんどありません。いい会社だと思います
ソフトバンク BB 20代(女性)	残業は毎月トータル30時間強。多いときで40時間を超えるくらい。サービス残業は私の場合、基本的にありません。ただ、3年くらい前までは「みなし残業」といって、毎月40時間残業するという前提で基本給に5、6万がデフォードでプラスされる形でした。でも、そういうのが社会的に問題視されたこともあって制度が変わりました。今は特に不満はありません
ソニー 20代(男性)	部署の方針で22時過ぎの残業はしないようにとされています。だから、会社を出るのは毎日22時頃。それで月に50時間くらい。支払われる残業代は10万円。計算するとだいたい時給2千円くらいになるのですが、もう少しもらってもいいかなとは思っています
みずほ銀行 20代(女性)	残業はひと月に45時間までと決められています。基本的に規定分はフルに残業していて、数時間程度のサービス残業も普通にやります。もらえる手当は月10万円前後

「だから、会社は社員を酷使し、若者は当たり前のように耐える。でも、不況による経費削減を言い訳に、無知で、なおかつ不景気で逃げ場のない若者を追い込むことなど断じて許されません」
実現すべきは、人間らしい生活。残業代奪還はその第一歩なのだ。

そんな清水さんの残業は多いときで月に約170時間。4日間で計85時間働いたこともある。結局、うつ発症によるドクターストップで、わずか1年2ヵ月で休職することになった。
その後、清水さんは「人をモノ扱いする会社は許せない」と、ひとりでも入れる労組「首都圏青年ユニオン」に加入し、現在、未払い残業代と慰謝料を合わせた450万円を求めて裁判中だ。
●未払い手口5・裁量労働制
今回の取材で最もツイいていなかったのがウエブデザイナーの水沢直和さん(仮名・30歳)。なんと、残業代ゼロを2社続けて味わってきた!

水沢さんは08年4月に某IT企業に入社。残業時間は月平均で約20時間と短く、当初は残業代ゼロもさほど気にならなかった。
ところが、仕事に慣れ、周囲を見渡すと、同僚のAさんが徹夜の連続で月200時間超の残業をこなしていた。それでも残業代はゼロ。水沢さんは「明日はわが身」と危機感を抱いた。
以後、残業の証拠を残すためにタイムカードや作業週報のコピーをとっておくようにしたんです」
そして、09年3月、水沢さんは会社側から「給与が下がる」契約社員になれ」との打診を受ける。拒否すると解雇された。未払い残業代を取り戻そうと決めたのはこのときだ。
「たいていの人は、ここで泣き寝入り

するのでしよう。でも、私は目覚めたんです(笑)。私のお金だって、まず、タイムカードなどから計算した未払い残業代約35万円の請求書を送つた。すると、会社側は「当社社員は『裁量労働制』で働く」との理由で支払いを拒否した。
裁量労働制とは、社員自身が仕事の時間配分をする働き方。だが、外回りの営業職など会社が実働時間を把握できないので、労使で「あらかじめ決めた時間を働くとみなす」と合意し、労働基準監督署に届け出るのが条件だ。「つまり、残業代が発生しない制度。そもそも私には裁量などありませんでしたし、それどころか会社は労使合意も労基署への届け出もしてなかった」
怒った水沢さんは個人でも入れる労組「フリーター全般労働組合」(以下、フリーター労組)に加入し、同年7月から前出の同僚Aさんとともに団体交渉を開始。昨年3月、水沢さんに約30万円、Aさんには約30万円の支払いが決まったのだ。

余勢を駆って、水沢さんはIT業界をまともにしようとして、フリーター労組のなかで「ITユニオン」を結成。だが、不運は続いた……。
「昨年11月に再就職した会社、またブラック企業だったんです(苦笑)」
会社は採用前に「残業代は出ない。残業がないから」と説明した。だが、実際は徹夜仕事もある会社だった。

未払い残業代の正しい取り戻し方

- 長引く不況下にあつて、あの手この手で残業代を払おうとしない企業。だが、前出の水沢さんの事例で見たように、残業代は取り戻せる。2年では遅いという原則はあるが、団体交渉ではそれ以前にもさかのぼれる。まずは次のような「証拠」をそろえよう。
- タイムカードのコピー
- 作業日報・週報などのコピー
- 職場のPCのログインとログアウトの時刻の記録
- 通勤定期での会社最寄駅の改札通過時刻の保存(*SuicaやICOCAなどのチャージ機で印刷可)
- 移動するタクシーのレシート
- 家族などへの「今から帰る」メール
- ツイッターでの「今、仕事終わった」とのつぶやき

加入を勧めます。メリットは労組メンバーも同席して会社と団交できること。団交がこじれても、労組の支援や都道府県の労働委員会の斡旋で労働審判を起こしたり、裁判もできます(佐野氏)
実際、前出の大手学習塾勤務の牧野

さんは、通勤電車の乗車時刻や出退社時刻のメモを証拠に、POSSEから紹介された労組とともに団交に臨み、70万円以上の残業代を取り戻した。
なお、残業代を取り戻すにあたって必ずしも会社を辞める必要はなく、「労組に入れば、会社側とケンカしても辞めなくてもいい。これはぜひ知っておいてほしいですね」(東部労組の首脳執行委員長)ということ。